地域指定年度	昭和46年度
計画策定年度	昭和49年度
	平成 4年度
1. 一月 古 1. 午 庄	平成11年度
計画見直し年度	平成22年度
	令和 5年度

君津市農業振興地域整備計画書

令和6年2月

千葉県君津市

< 目 次 >

第1	農用地利用計画	. 1
1	土地利用区分の方向	. 1
2	農用地利用計画	10
第2	農業生産基盤の整備開発計画	11
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	11
2	農業生産基盤整備開発計画	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連	13
4	他事業との関連	13
第3	農用地等の保全計画	14
1	農用地等の保全の方向	14
2	農用地等保全整備計画	14
3	農用地等の保全のための活動	15
4	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	16
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	16
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第5	農業近代化施設の整備計画	19
1	農業近代化施設の整備の方向	19
2	農業近代化施設整備計画	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連	20
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	21
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	21
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	21
3	農業を担うべき者のための支援の活動	21
4	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	23
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	23
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	24
3	農業従事者就業促進施設	24
4	森林の整備その他林業の振興との関連	24

第8	生活環境施設の整備計画	25
1	生活環境施設の整備の目標	25
2	生活環境施設整備計画	25
3	森林の整備その他林業の振興との関連	25
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	25
第9	附図	26
1	土地利用計画図(附図1号)	26
2	農業生産基盤整備開発計画図(附図2号)	26
3	農用地等保全整備計画図(附図3号)	26

別記 農用地利用計画

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、房総半島のほぼ中央に位置し、東西27km、南北23km、総面積318.78 lc にかたる千葉県第2位の広大な行政区域を有している。市域の北西部は東京湾に面し、北部は木更津市、東部は市原市、大多喜町、南部は鴨川市、西部は富津市の5市町に接している。市域の大部分は丘陵地帯で、南東部の房総丘陵からは北西方向に小糸川が、北東方向に小櫃川が流れ、流域沿岸には沖積平野が広がる。北西の湾岸部は、小糸川の河口部であり、1960年代以降埋立地が形成され平地となっている。気候は暖温帯で、温暖な気候であるが年間雨量が多く、最も乾燥している時期でも雨が多い。

交通網は、市を縦断する道路及び鉄道により形成されており、都心へのアクセスが良好である。道路交通の主軸は市の南北を縦断している国道16号、国道127号、国道410号であり、併せて主要な幹線道路である国道465号、主要地方道8路線と、一般県道9路線、市道が地域経済や市民生活の基盤を形成している。また、高速道路としては館山自動車道が縦貫しており、市内には君津インターチェンジ及び君津パーキングエリアスマートインターチェンジが設置されているほか、東京湾アクアラインに接続していることから、都心部との交流においてかなり優位な立地条件を有している。鉄道は、市域西部の湾岸部に JR 内房線が、東部の内陸に JR 久留里線が通っている。

本市は、北西部の湾岸部を中心とした都市計画用途地域と南部の房総丘陵の森林地域、亀山湖等を除いた19,725haが農業振興地域に指定されている。その土地利用は、小糸川及び小櫃川流域を中心とした約2割が農用地、周辺の6割以上が森林原野であり、JR久留里線の駅や主要な道路の周辺は住宅地である。農用地である小糸川及び小櫃川流域の沖積地では、小櫃川上流の亀山湖や小糸川上流の三島ダムから取水している農業用水や、比較的なだらかな地形を生かして大規模な稲作が行われている。また、豊かな水を生かした施設野菜栽培、花き栽培も盛んである。丘陵地帯では、露地野菜栽培や施設野菜栽培が中心であり、畜産施設が点在している。

本地域の農用地は減少傾向が続いており、小糸川下流の市街化区域周辺では、農業 集落内において宅地等への農地の転用によって、農地とその他の土地利用の混在や 非農家の増加が進んでいる。一方、南部の丘陵地帯では、高齢化及び担い手不足によ る農家人口の減少や、鳥獣被害による耕作意欲の低下等により、農用地の荒廃化が進 んでいる。

このような状況のもと、本地域内の農用地については、都心に近く恵まれた立地条件にあるため、都市化の進展に配慮しながら、豊かな自然環境を生かした持続可能な農業生産の場として確保することが求められている。特に、君津インターチェンジや君津パーキングエリアスマートインターチェンジ周辺は、本市の玄関口として新たな産業の受け皿や交流拠点としての役割が期待されている。このため、農用地の他用途への転換については、地域の状況との調整を図りながら検討していく必要がある。さらに、地域ぐるみで農用地の保全に取り組むための措置を講じていくなど、農業振興地域制度の適切な運用を通じて農用地区域の適切な土地利用を図る。

農業振興地域の土地利用の現状と目標

(単位: ha、%)

	農用地		農用地 農業用施 森林原野 設用地 (うち混牧林地)		住宅地		工場用地		その他		計			
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 2022 (令和 4年)	4, 031. 7	20. 4	15. 4	0. 1	10, 597. 4	53. 7 (-)	-	ı	-	ı	5, 080. 5	25.8	19, 725. 0	100
目標 2032 (令和 14年)	4, 020. 3	20. 4	15.8	0. 1	10, 608. 4	53. 8 (-)	-	ı	-	ı	5, 080. 5	25.8	19, 725. 0	100
増減	▲11.4	-	0.4	-	11. 0	-	-	-	-	-	0.0	-	0.0	_

- (注) 1 資料: 令和4年の農用地、農業用施設用地、森林原野は一筆ごとの積上により算出
 - 2 目標は今後の予定や過去10年の推移に基づいて推計
 - 3 比率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

イ 農用地区域の設定方針

(7) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内農地4,032haのうち、自然的な条件からみて農業の近代化を図ることが相当でないと認められる集落居住区域内等の農用地等1,590haを除く、次のa~cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約2,442haについて、農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地
 - ・10ha以上の集団的な農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行にかかる区域内にある土地
 - ・農業用用排水施設の新設地又は変更地(いわゆる不可避受益地を除く)
 - 区画整理
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を 図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・周辺の優良農地の保全や、農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある 農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく、認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の 土地など、将来において当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の 拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

(4) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる 2 ha 以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位 置 (集落名等)	面 積 (ha)	農業用施設の種類
(株) スワインファーム ジャパン	戸崎	2. 3	豚舎他
計		2.3	

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地は、農業生産にとって最も基礎的な資源である。都心に近い本市農業にあっては、安定的に食料供給力を確保する必要があるため、市内の優良農地を保全・確保していく必要がある。

また、農用地は、人々への安らぎや憩いをもたらす美しい景観を提供する役割、レクリエーションの提供、土砂流出や雨水の一時的な貯留機能による防災減災の役割、気温抑制やCO₂発生抑制などの環境保全といった多面的機能を持つ地域資源としても、大きな役割を果たしている。このため、農用地は地域住民だけでなく、都市圏の住民にとっても重要な土地資源である。

本市の農業上の土地利用は、国が設定している農業地域類型においては地域に応じて都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域に位置づけられている。また、この地域分類(1次分類)を更に農業経営の基礎を示す農業的土地利用条件として細分化した2次分類では、水田型及び田畑型に分類されている。国の農業施策は、この分類に即して実施されていくため、本市の土地利用計画も農業地域類型を基礎として誘導することとする。

(表-本市の農業地域類型)

TH CZ 설	地域名	農業地域類型				
地区名	(旧市区町村名)	第1次分類	第2次分類			
君津	君津町	都市的地域	水田型			
君津	周南村	中間農業地域	水田型			
君津	貞元村	平地農業地域	水田型			
小糸・清和	中村	中間農業地域	水田型			
小糸・清和	小糸村	中間農業地域	水田型			
小糸・清和	秋元村	中間農業地域	水田型			
小糸・清和	三島村	山間農業地域	水田型			
小櫃·上総	小櫃村	平地農業地域	水田型			
小櫃·上総	久留里町	中間農業地域	水田型			
小櫃・上総	松丘村	中間農業地域	田畑型			
小櫃・上総	亀山村	山間農業地域	田畑型			

第1次分類:地域農業構造を規定する基盤的条件の等質性に基づいた区分

第1次分類	基準指標
都市的地域	○可住地に占める DID 面積が 5%以上で、人口密度 500 人以上又は DID 人口 2 万人以上の市区町村及び旧市区町村。 ○可住地に占める宅地等率が 60%以上で、人口密度 500 人以上の 市区町村及び旧市区町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	○耕地率 20%以上かつ林野率 50%未満の市区町村及び旧市区町村。 ただし、傾斜 20 分の 1 以上の田と傾斜 8 度以上の畑の合計面積の 割合が 90%以上のものを除く。 ○耕地率 20%以上かつ林野率 50%以上で傾斜 20 分の 1 以上の田と 傾斜 8 度以上の畑の合計面積の割合が 10%未満の市区町村及び 旧市区町村。
中間農業地域	○耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の市区町村及び旧市区町村。○耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の市区町村及び旧市区町村。
山間農業地域	○林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市区町村及び旧市区町村。

第2次分類:各基本類型地域に形成される農業経営の基盤的条件の差異を示す区分

第2次分類	基準指標				
水田型	水田率 70%以上				
田畑型	水田率 30%~70%				

水田については、本市農業の基幹をなす稲作の生産基盤であり、農業・農村が持つ 多面的機能の発揮に必要不可欠な土地である。したがって、水田の汎用化等による 転作や裏作等を推進するとともに、活動を支援する。畑地については、地理的な条件 などに応じた品目等の導入と、施設化の促進や新技術の導入などによる生産性の向上 を促進するとともに、小面積でも実践可能な少量多品目の生産・販売の取組を直売所、 生産者団体と連携して支援し、高品質で計画的な野菜の安定供給に応じた土地利用を 進めていくことを基本方針とする。

(表-農用地等利用の方針 その1)

(単位:ha)

区分	農地			採草放牧地			混牧林地			
地区	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
君津	438. 4	435. 6	▲ 2.8	4.4	1.0	▲ 3.4	ı	ı	_	
小糸・清和	780.6	775. 5	▲ 5.1	20. 2	18.7	▲ 1.5	1	1	-	
(-小糸)	(502. 3)	(499.0)	(▲3.3)	(5.0)	(4.6)	(△ 0.4)	-	1	-	
(-清和)	(278. 3)	(276.5)	(1 .8)	(15. 2)	(14. 1)	(1 1.1)	ı	ı	_	
小櫃·上総	1179.8	1172. 1	▲ 7.7	3.0	3.0	0.0	1	1	-	
(-/小櫃)	(595. 0)	(591.1)	(▲3.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	-	1	-	
(-上総)	(584. 8)	(581.0)	(▲3.8)	(3.0)	(3.0)	(0.0)	ı	ı	_	
計	2398.8	2383. 2	▲ 15.6	27.6	22.7	▲ 4.9	ı	İ	_	

(表-農用地等利用の方針 その2)

(単位: ha)

(2) /2(/14)	(== 1144)							
区分	農	業用施設用	地	計			森林・原野等	
地区	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	
君津	2.4	3.8	1.4	445. 2	440. 4	▲ 4.8	_	
小糸・清和	6. 7	8.0	1.3	807. 5	802. 2	▲ 5.3	-	
(-小糸)	(5.6)	(6.7)	(1.1)	(512.9)	(510.3)	(A 2.6)	-	
(-清和)	(1.1)	(1.3)	(0.2)	(294. 6)	(291.9)	(A 2.7)	-	
小櫃·上総	6.3	8. 9	2. 6	1189. 1	1184. 0	▲ 5.1	-	
(-小櫃)	(3.7)	(5. 2)	(1.5)	(598. 7)	(596. 3)	(▲2.4)	-	
(-上総)	(2.6)	(3.7)	(1.1)	(590.4)	(587.7)	(▲2.7)	_	
計	15. 4	20.7	5. 3	2441.8	2426.6	▲ 15. 2	_	

⁽注) 1 資料:現況の農用地、農業用施設用地、森林原野は基礎調査の数値

² 目標は今後の予定や過去10年の推移に基づいて推計

イ 用途区分の構想

(7) 君津地区

市の北西部に位置する本地区は、地区の約40%が市街化区域であり、農業振興地域内においては、市街化区域に接する小糸川下流の平野における都市的地域、地区北部の丘陵地と平野で構成された平地農業地域、地区南部の小糸川支流の洪積地に展開する中間農業地域で構成されている。3地域共に基盤整備された水田を主体とした土地利用となっており、小糸川流域には集団的な優良農地が広がる。また畑作は、三舟山北部において集団的な露地栽培が行われており、平野部においては一部で水田から施設園芸への転換が図られている。

本地区は、消費地が近い立地を生かした農地の効率的な利用を進める。また、 君津インターチェンジや君津パーキングエリアスマートインターチェンジ周辺は 消費地が近い立地を生かした都市的土地利用と農業的土地利用の調和を図り、合理 的な土地利用を進める。

(1) 小糸·清和地区

市の中央部に位置する本地区においては、小糸川沿いに平坦で集団的な農地が広がっている。その周辺は広大な丘陵地であり、川沿いや比較的傾斜が緩やかな土地を中心に農地利用されている。

本地区の約8割の農用地区域が、三島ダムを水源とする県営かんがい排水事業の 受益地であり、また小糸川流域の平野部は区画整理が行われ、おおむね20a区画 に整備された集団的な農地が広がる。

① 小糸地区

小糸・清和地区の北部に位置する小糸地区は、中間農業地域に指定されており、 基盤整備がされた小糸川沿岸部の幅1kmの平坦な農地では、大規模な稲作が行われている。また、豊かな水資源を生かして、カラーなどの花きや野菜等の施設園芸も盛んである。本地区東側の主に森林で構成された丘陵地帯においては、地域によっては野菜の露地栽培が行われている。

小糸川流域の優良農地においては、引き続き農用地区域に指定するとともに、 農地と用排水路の維持管理を適切に実施し、地域資源を活用した観光農業などの 展開により農地の有効利用を図りながら、農地の保全・管理に努める。また、丘 陵地帯の畑地や、畜産施設等の農業用施設用地を中心に、農用地を確保していく。

② 清和地区

本地区は、小糸川上流の中間農業地域及び山間農業地域であり、約40%が農

業振興地域外である。小糸川流域では、蛇行する小糸川の地形に沿って10ha 前後の集団的な水田が点在する。周縁部の比較的標高が高い丘陵地帯は主に森林 となっており、傾斜が緩やかな土地においては、野菜の露地栽培や施設園芸が 行われている。

小糸川流域の集団的な農地を引き続き農用地区域に指定するとともに、近年 担い手不足により農地の遊休農地化が進行している丘陵地においては、農地の 流動化促進や鳥獣被害対策、豊かな森林資源・水資源を活用した優良農地の確保 に努め、山間農業地域においては地域の特色を生かした農地の利用を進める。

(ウ) 小櫃・上総地区

市の東部に位置する本地区は、市域の約50%を占め、そのほとんどは山間地であるが、小櫃川沿岸部の地域には起伏の少ない水田地帯が広がる。

本地区は、小櫃川流域の平坦な農地は概ね基盤整備が完了している一方で、丘陵 地帯は整備されていない土地があり、農用地の利用集積や大型機械の導入が困難な 状態にある。

① 小櫃地区

市の北東部に位置する小櫃地区は、小櫃川中流の起伏の少ない平地農業地域であり、農地の6割以上が基盤整備された集団的な優良農地が広がる。当該地は、 小櫃川両岸と支流である御腹川の流域に広がる水田地帯として利用されている。

引き続き小櫃川及び御腹川流域の優良農地を農用地区域に指定し、農業水利施設の維持管理、農地の利用集積を通じて農用地の確保と高収益化による農業経営の安定化に努める。また、国道410号バイパスの整備を契機とした、観光農業などの展開による農地の保全及び利用の促進を図る。

② 上総地区

上総地区の大部分は中間農業地域及び山間農業地域に指定された丘陵地帯であるが、小櫃川沿いと主要道路周辺に集団的農地が存在し、主に水田利用がされている。しかし、他地区と比べて約25%と整備率が低く、不整形な農地が多い。 緩傾斜な丘陵地帯では、組織的な露地栽培や施設園芸が行われ、観光農園も盛んである。

本地区は、担い手不足や鳥獣被害により農業生産力に対する営農意欲低下の 影響が特に大きく、農用地区域外の未整備農地を中心に、遊休農地化が進行して いる。このため、小櫃川流域の基盤整備が完了した水田地帯や、小櫃川地区広域 農道周辺の畑作地帯を引き続き農用地区域に指定するとともに、農地の流動化や 鳥獣被害対策等を通して丘陵地帯の農用地の保全・確保に努める。また、畜舎や温室等の施設を農業用施設用地に指定し、農地と一体的に農用地区域を確保し、グリーン・ツーリズム等の観光農業の推進や、小規模に分散している水田の適切な利用・保全によって、農地としての効率的な利用を進める。

ウ 特別な用途区分の構想

<該当なし>

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市における農業生産基盤の整備及び開発においては、「生産基盤強化による農業の成長産業化」、「多様な人が住み続けられる農村の振興」、「農業・農村の強靭化」の3つを基本の方向とする。また、水田における農業用用排水施設及び用排水路の整備、農道の整備、ほ場の大区画化、畑における都市交流型観光農業に対応するための農道を中心としたほ場等の整備については、地域の意向を把握しつつ、必要に応じて実施する。

本地域内の現況農用地面積は4,032haで、うち田3,010ha、畑993haとなっており、用途別地目の分布は、河川流域に水田が、丘陵地には畑が広がっている。本地域では、県営ほ場整備事業や団体営ほ場整備事業、団体営土地改良総合整備事業、農村基盤総合整備事業、農村総合整備モデル事業等に取り組み、水田の基盤整備率は85.7%と高い整備率を誇っている。しかし、地区によっては10a区画の水田があるほか、谷津や丘陵地帯においては未整備の農地が多く、また用排水路も土水路が多く存在し、水路閉塞など利水に支障が生じやすい状況にある。

上記を踏まえ、今後は担い手への農用地の集積・集約化を促進しつつ、小糸川・小櫃川 流域の沖積平野における生産基盤の再整備や農地の大区画化による大型機械の導入に対応 できる農地の整備を検討する。また、水稲栽培の省力化促進や野菜等を取り入れた複合 経営への誘導を図るため、地域の実情に合わせた揚水機場や用排水路、暗きょ排水等の 整備により水田の汎用化を進める。

(1) 君津地区

市街化区域に隣接する本地区のほ場整備事業は、小糸川流域を中心とした団体営事業によりおおむね完了しており、今後は作業の効率化を目的とした担い手への農用地の 集約を検討する。

(2) 小糸・清和地区

ア 小糸地区

本地区の農用地は、平坦であり団体営ほ場整備事業によって基盤整備率も高いことから、生産コストの低減を図るため農地の大区画化と農用地の利用集積を図り、土地利用型農業の大規模化を促進する。また、豊かな水資源を利用した安定した農業経営を目指して、県営かんがい排水事業小糸川地区による農業用用排水路を引き続き整備する。

イ 清和地区

本地区は、小糸川流域の水田を中心に、団体営土地改良総合整備事業や農村基盤総合整備事業によってほ場や農道の整備がされている。既存の農道と豊かな森林資源や 三島ダム及び豊英ダムの水資源を活用して担い手への農用地の利用集積を推進し、 優良農地の有効利用を図る。

(3) 小櫃・上総地区

ア 小櫃地区

平地農業地域である本地区は、平成初期に県営ほ場整備事業及び県営土地改良総合整備事業が実施されており、農用地のほぼ全てにおいて、基盤整備が完了している地区である。今後は担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、揚水機場及び用排水路の整備を通して水稲栽培の省力化や水田の汎用化を目指す。

イ 上総地区

本地区は、小櫃川流域を中心に各種団体営事業や基盤整備促進事業等が実施されてきたが、基盤整備率は他地区と比べて低い。基盤整備が完了している優良農地の有効利用をするとともに、丘陵地帯においては農作物の安定した輸送を行うため、農道整備を実施する。

2 農業生産基盤整備開発計画

		受益の範	通囲		
事業の種類	事業の概要	受益地区	受益 面積 (ha)	対図 番号	備考
用水改良	用水路等の新設改修	君津地区、小 糸・清和地区	1, 050	1	
区画整理	ほ場整備	小糸地区	270	2	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農道については、県道、市道及び君津市森林整備計画で予定する林道との関連を考慮し、 効率的な整備を図る。

4 他事業との関連

<該当なし>

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業生産の振興を図るべき農業振興地域においては、将来にわたる安全な食料の安定 供給と農地の機能発揮の実現という観点から、無秩序な土地利用や耕作放棄等による農地 の荒廃を防ぎ、集団的な農地や農業生産基盤整備を実施した農地等の優良農地を適切に確 保していく必要がある。

本農業振興地域では、丘陵地や谷津を中心に高齢化・後継者不足による遊休農地化や、 鳥獣による農作物被害、土地改良施設の老朽化等が深刻化しており、農地の維持管理の 負担が増している。その対策として、土地改良施設維持管理適正化事業等の活用による 土地改良施設の改修や、交付金制度を利用した集落単位の農用地等の保全活動支援を実施 している。

今後は、老朽化や脆弱化が進んだ危険なため池や用排水施設について、危険度等を勘案 しつつ順次改修を行うことで、計画的に施設の保全管理を実施し、農業用水利施設の長寿 命化を図る。また、農道の改修やほ場の大区画化を通して、担い手農家への農地集積を 促進しやすい環境整備を実施していく。

加えて、農家による農地の維持管理活動を促進するため、中山間地域等直接支払交付金 や多面的機能支払交付金の活用を推進する。また、地域計画の策定による担い手の確保、 農地中間管理事業による担い手に対する農地の集積・集約化、君津市鳥獣被害防止計画に 基づく鳥獣被害対策により、遊休農地化の防止と優良農地の保全に努める。

2 農用地等保全整備計画

		受益の範	취		
事業の種類	事業の概要	受益地区	受益面積 (ha)	対図 番号	備考
農道整備	舗装の改修	小櫃・上総地区	1, 900	1	
用水改修	農業用ダムの余水吐改修	君津地区、 小糸・清和地区	1, 050	2	
ため池改修	ため池の堤体・余水吐改修	小櫃地区	13	3	
用水改良	揚水機場の改修	小櫃地区	236	4	

3 農用地等の保全のための活動

農用地や土地改良施設等の保全活動推進のため、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等の日本型直接支払制度を活用している地域については、引き続き集落単位の活動の支援を実施し集落協定の締結を通じて、定着化を図る。現在集落協定を締結していない集落に対しては、交付金制度の周知を図り、地域の関係者が協力して取り組めるような制度の定着化に取り組む。

また、遊休農地や管理不十分の農地を残さないため、地域計画や農地中間管理事業の周知により農地の流動化を図り、認定農業者等の地域の担い手への農地利用集積に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

<該当なし>

第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的 かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業経営を行うことによりゆとりある生活が可能となるような魅力ある農業の確立を目指し、経営感覚に優れた経営体を育成するため、具体的な育成目標を設定し、家族労働力を中心とした個別経営体、組織経営体、更に認定農業者の育成を図る。具体的には、主たる従事者1人当たりの年間農業所得を520万円程度、年間労働時間を1,800~2,000時間程度とし、休暇を取得できる経営体を育成する。

	営農類型	目標規模	作目構成			
	水稲専作 (採種含む)		水稲(採種を含む)13ha			
	水稲専作 (部分作業受託を含む)	自己所有 12ha 作業受託 6ha 計 18ha	水稲 18ha			
	露地野菜(自然薯) +水稲	3. 2ha	自然薯 畑 0.2ha(網室 3a) 水稲 3.0ha			
	椎茸+水稲	11ha	椎茸 原木 5,000 本 用役 10,000 本 水稲 11ha			
個	施設野菜 (レタス・サヤインゲン) +水稲	4. 3ha	レタス・サヤインゲン 0.3ha 水稲 4ha			
人経営体	施設野菜(きゅうり) +水稲	7. 2ha	きゅうり 0.2ha 水稲 7ha			
	施設野菜専作(イチゴ)(観光)	0. 3ha	イチゴ(観光つみとり) 0. 3ha			
	施設花き (カラー) +水稲	10. 2ha	カラー 0.2ha 水稲 10ha			
	酪農(専業)		経産牛 32 頭			
	採卵養鶏(専業)	0. 2ha	採卵鶏 50,000 羽 成鶏舎 2 棟 0.2ha			
	水稲+果樹(イチジク)	3. 3ha	水稲 3.0ha 果樹園 0.3ha (うちハウス 0.2ha)			

	営農類型	目標規模	作目構成
組織経営体	水稲専作 (部分作業受託を含む)	自己所有 30ha 作業受託 25ha 計 55ha	水稲 55ha

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の小糸地区の小糸川沿岸と小櫃地区の平坦部では、水稲、カラー、イチゴ、施設野菜、施設花き等の施設型農業が展開されており、担い手への農地集積が進んでいる。一方で、小糸川及び小櫃川上流の清和地区や上総地区の丘陵地帯でも同様に水稲、野菜や花き等の施設園芸が行われ、組織経営体による野菜の施設園芸など高収益農業への転換もみられる。

今後の農業構造の見通しは、東京湾アクアライン、館山自動車道君津インターチェンジ、 首都圏中央連絡自動車道木更津東インターチェンジによる首都圏へのアクセスの優位性 による販売促進、企業誘致の可能性と地域計画に伴う農地中間管理事業等による担い手 への農地の集積・集約化が進むと予想される。

こうした中で、市域の主要な農用地区域内の農地の効率的利用を進めるため、地域 計画に基づいた担い手や規模拡大を志向する認定農業者等に対し優先的に農地の集積を 行うとともに、地域において中核となる経営体の育成を図る。また、農用地利用集積等 促進計画等を活用した農用地の流動化や、経営発展を支援するため、主業農家を認定 農業者に誘導することや経営体の法人化を支援していく。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者の育成対策

効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者に、千葉県農業者総合支援センター等と 連携して次のような活動への支援を行い、認定農業者の拡大を図る。

- ア 農地の優先的あっせんによる農業経営の規模拡大
- イ 生産方式や経営の合理化
- ウ 農業従事の態様の改善

また、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる 向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に 行う。

(2) 農用地の集団化対策

本市においては、認定農業者への農地の利用集積が進んできているが、ほ場は比較的 分散傾向にあり、担い手の更なる規模拡大が停滞している。今後は、農地中間管理事業 や地域計画を通じた地域内の合意形成及び農用地利用集積等促進計画等の策定により 担い手に農地を面的に集約・集積し、農地の集団化を図る。

また、この支援策として本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、 地域の担い手への面的集積を促進するため、市、農業委員会、農業協同組合、土地改良 区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等を推進する。

(3) 農用地の流動化対策

農業の担い手が不足し、有害鳥獣による被害が拡大する中、農地の荒廃を防止するために、意欲のある農業者への農地集積を推進する。

このため、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする地域 計画を定め、規模拡大に意欲のある者、農業従事ができなくなる者等を明確にし、その 両者を適切に結びつける。その上で、農地中間管理事業等を活用し、効率的かつ安定的 な農業経営体に農地の利用集積を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

<該当なし>

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市は、豊かな水や温暖な気候などの恵まれた自然条件を生かした水稲、野菜、花き、畜産等の多様な農業が営まれている。これらの農産物の安定的な生産体制の整備と、高収益農業への展開を図るためには、農業近代化施設の整備と共同利用の促進を通した生産性の向上が不可欠である。さらに、首都圏とのアクセスが良い立地条件を生かして、都市の消費者に安全安心な生鮮食品を届ける販売システムや流通体制の整備により農業経営の安定化を図るとともに、農産物直売所の有効活用を通じてグリーン・ツーリズムによる観光客の増加や効率的な集出荷と流通販売、加工等の体制整備を強化していく。また、近年、食料の安定供給・農林水産業の持続的発展と地球環境の保全との両立が求められていることから、国や県と連携しながら、新技術を活用した農業機械等の導入を通じて、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業生産の取組を推進していく。

(1) 君津地区

本地区の中心的な作物は水稲であり、隣接する小糸地区に設置されているライス センターを活用した部分作業受委託や機械施設の導入が図られている。引き続き、既存 施設の共同利用の推進を図っていく。

(2) 小糸・清和地区

水稲については小糸地区に農協経営のライスセンターが設置されているほか、本市の 主要品目である野菜や花き等の施設園芸においては選果機・選花機や集出荷施設の整備 が行われている。既存施設の有効利用を努めるとともに、高収益農業への転換と施設 園芸作物の安定供給を目指し、生産施設の整備と共同利用施設の導入を図る。

(3) 小櫃・上総地区

小櫃地区の一部ではミニライスセンターが設置されており、水稲栽培における作業の 受委託が進んでいる。上総地区においては、丘陵地で野菜等の施設園芸が盛んに行われ ており、組織的な生産体制もみられる。今後は、栽培施設の整備と維持管理を引き続き 推進していく。

2 農業近代化施設整備計画

<該当なし>

3 森林の整備その他林業の振興との関連

<該当なし>

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市における新規就農者数は比較的少人数で推移しており、農家の高齢化等による担い 手不足が続いている。このため、農業の持続的発展を図るためにも、多様な担い手の 育成・確保を推進していく必要がある。

多様な担い手の育成・確保にあたっては、新規就農者等の確保及び認定農業者の育成、 雇用就農の受け皿となる法人の増加を目指す。また、農業事務所や農業協同組合などとの 連携と、カラー栽培研修施設等の既存の施設の有効活用により、就農者の農業経営の安定 化を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

<該当なし>

3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的な研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結について、普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し締結を希望する農業者への支援や農福連携等を支援する。具体的な支援策は以下の通りである。

① 農業の技術・知識習得への支援

実践的な教育を行う県立農業大学校や農業事務所等の関係機関と連携し、農業経営に関する知識の習得や栽培技術向上に向けた研修会、交流会への参加を促進する。

② 就農準備等に必要な資金手当ての支援

君津市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく青年等就農計画の作成を農業事務所と連携して支援し、就農準備資金・経営開始資金(農業次世代人材投資資金)等の国の支援策や県の経営体育成セミナー等の新規就農関連事業の対象となるように誘導する。

③ 生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援

農業委員会や農地中間管理機構による農地の貸借のあっせんを行い、また、地域内で地域計画の策定を推進することで、担い手への生産基盤の拡充を図る。

④ 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援

農業事務所や農業協同組合などと連携しながら、就農相談窓口を設置し、就農希望 者に対し市内での就農に向けた情報の提供を行う。

⑤ 新規青年就農者の育成に対する支援

農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の一つとなるように活動する生産者団体や関係機関の取組を支援する。また、学校給食への食材提供等を通じて食育活動を推進し、食や農業への理解促進を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市においては、林家の経営規模が小規模であるため、林業のみで生計を維持することは困難であることから、農業との複合経営、商業や観光との連携による林業経営の健全化及び安定化を目標とする。千葉南部地域森林計画及び君津市森林整備計画に基づいた施業の実施や林道整備等による林業生産性の向上を図る。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

認定農業者、農地所有適格法人や新規就農者等によって地域農業を守っていくためには、 農業者世帯の所得を他産業就業世帯の所得水準並みに確保できるよう、多様な就業形態の 促進や、雇用機会の確保を図っていく必要がある。

農業所得については、農地中間管理事業を活用し、農地の集積・集約化による、経営 規模の拡大や生産コストの低減を促進し、安定した所得の向上を目指す。農業以外の産業 については、企業誘致等を促進し、兼業農家の安定的な就業の場の確保・拡大を図る。

こうした取組を通じ、多様な雇用機会の確保と農家所得の安定を図る。

単位:人

区 分		従業地								
		市内			市外			合計		
I	П	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	第1次産業	15	10	25	15	5	20	30	15	45
恒常的	第2次産業	57	10	67	38	6	44	95	16	111
勤務	第3次産業	117	88	205	129	73	202	246	161	407
	計	189	108	297	182	84	266	371	192	563
	第1次産業	20	13	33	2	2	4	22	15	37
自営	第2次産業	18	6	24	0	0	0	18	6	24
兼業	第3次産業	40	26	66	5	3	8	45	29	74
	計	78	45	123	7	5	12	85	50	135
	第1次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロロヤナル	第2次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出稼ぎ	第3次産業	0	0	0	0	1	1	0	1	1
	計	0	0	0	0	1	1	0	1	1
	第1次産業	11	5	16	1	0	1	12	5	17
日雇・	第2次産業	13	1	14	5	2	7	18	3	21
臨時雇	第3次産業	24	44	68	12	13	25	36	57	93
	計	48	50	98	18	15	33	66	65	131
総計		315	203	518	207	105	312	522	308	830

[※] アンケート調査の集計結果に基づくものであり、実際の規模や統計等とは必ずしも一致しない。

⁽注)「君津市 君津農業振興地域整備計画に関するアンケート調査」(令和3年度) 結果より (農業以外の就業状況についての設問)

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策として、地域に就業先となり得る 企業が進出する場合は、企業側と地域関係者の事前説明会により、地域住民の就業につい て十分な話合いを通じて、就業者の確保に努める。経営の合理化と安定化、人材の確保を 図るため農業組織の法人化についても支援する。

3 農業従事者就業促進施設

<該当なし>

4 森林の整備その他林業の振興との関連

観光農業、農林業体験の拡大を支援し、農家林家の就業機会の確保と地域資源の有効 活用を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

地域住民の合意による協定等により、集落道や排水施設、集会施設、公園緑地施設等の 有効活用と適切な管理を図り、農村の生活環境の安全性・保健性・利便性・快適性・文化 性などを考慮しつつ、生活環境の保全を推進する。

2 生活環境施設整備計画

<該当なし>

3 森林の整備その他林業の振興との関連

地域の公共・公益施設の整備や公園等の整備、市内での住宅建築に関しては、地域の木材等を建築資材としての利用を促進し、地域の森林資源の維持保全に役立つよう努める。また、森林の持つ公益的機能を発揮させるため、市民が親しみをもって接することができる場として、森林関連施設の適正利用を図る。さらに、今後も農村景観の基盤として保全・確保に努めるとともに、市街地との緩衝緑地帯として里山の維持・管理に努める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

<該当なし>

第9 附図

- 1 土地利用計画図(附図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図(附図2号)

別添の とおり

3 農用地等保全整備計画図(附図3号)